

関係各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和 5 年度「ヘルスアップ支援事業」の実施について

会員の健康の維持を支援するため、「ヘルスアップ支援事業」を下記のとおり実施します。つきましては、「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」を御確認いただき、「ヘルスアップ支援事業請求書」を該当会員にお渡しくделаいますようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

前年度に医療給付を受けていない会員が、スポーツクラブ等の施設を利用又は健康用品を購入し、自己負担額が 5,000 円以上(商品券やポイント利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部として年度に 1 回 3,000 円を補助します。

2 補助対象者

前年度(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員。

※ 令和 4 年 6 月、12 月支給月に医療給付を受けていない会員。本年 4 月 1 日時点で、会員資格を取得してから 13 月に満たないものを除く。

3 請求方法

「ヘルスアップ支援事業請求書」に、施設を利用又は健康用品を購入したときに発行される領収書(原本)を添付し、福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。宛名に会員本人の氏名(フルネーム)が記載された領収書のみ受付できます。

その他詳しい内容については、別添「ヘルスアップ支援事業実施要綱」を御参照ください。

4 補助の対象となる施設利用・健康用品購入期間 及び 提出期限

○ 利用・購入期間 … 令和 5 年 4 月 1 日(土)～令和 6 年 2 月 29 日(木)

○ 提出期限 …………… 令和 6 年 3 月 15 日(金) **(福利課必着)**

5 その他

(1) 「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」は、令和 5 年 5 月 18 日現在の会員情報を基に作成しています。氏名の相違や既に退職した会員の記載等がありましたら、下記お問合せ先まで御連絡ください。

(2) 実施要綱等は、互助会ホームページ【<https://gojo-saitama.jp/>】にも掲載しますので、御活用ください。

【書類の提出・お問合せ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701